

よくあるご質問

和歌山市 財政課

返礼品提供事業者の応募に関してお問い合わせいただく前に、募集要領・申請書・よくあるご質問、の内容をよくご確認ください。

1. 委託事業者やふるさと納税サイト掲載について手数料の支払いは発生しますか。

委託事業者への事務の委託や、ふるさと納税のサイトの掲載について、返礼品提供事業者で手数料を負担していただくことはありません。

2. 事業者登録採用後、継続して事業者登録されるためには毎年応募が必要でしょうか。

一度採用された返礼品提供事業者については、原則としては翌年度の応募は不要でそのまま事業者登録いたします。毎年3月中旬に返礼品の取扱いに関する意向確認を電子メールで行いますので、ご回答をお願いします。

3. 「2 応募資格」(2)の括弧書きにある「単に返礼品の提供による利益の享受を期待して参画するなど、返礼品提供事業者募集の趣旨にそぐわないと判断される者」とは、どのような事業者をいうのでしょうか。

本市の地域産業振興に貢献していないなど、本市との関係性が見受けられない事業者を指します。

例えば、本市に本社を有せず、提供する地場製品の生産や製造にも関与していない事業者は「単に返礼品の提供による利益の享受を期待して参画する」に該当するものとして、応募資格を有しない事業者にあたります。

(参考：本市との関連性が見受けられる事業者の例)

- ・本市内に本社を有すること。
- ・当該事業者が納税する法人住民税総額に占める本市への納税額の割合が大きいこと。
- ・提供（予定含む。）する地場製品の生産、製造に関与していること。
- ・生産者から本市ふるさと納税全般について委任を受けていること（市が求める場合、生産者からの委任状を提示できること）。

4. 地場産品基準に該当する返礼品とはどのようなものになるのでしょうか。

代表的な地場産品基準について、基本的な考え方を以下のとおりまとめています。また、一部の基準の詳細な解釈については、5～7をご覧ください。

<参考> 主な地場産品基準に該当する返礼品の基本的な考え方

該当号	地場産品基準	該当する返礼品
1	当該地方団体の区域内において生産されたものであること。	和歌山市内で生産されている一次産品（主に農林水産物）が該当します。 【例：和歌山市内で生産されているみかん・いちご】
2	当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。	和歌山市内で生産されている原材料を半分以上を一定程度以上使用した加工品 が該当します（加工地は市外でも可能です。）。 「半分以上を一定程度以上」とは、返礼品の価格に占める和歌山市産の原材料費や重量の割合などで判断します。 【例：市内産原材料費1,500円 返礼品価格2,000円 1,500円/2,000円=0.75> 0.5】
3	当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。	和歌山市内で製造・加工等を行うことで相応の付加価値が生じている 加工品 が該当します。 「相応の付加価値」とは、 市内で製造・加工等を行うことで、原材料から2倍以上の価値が加わる ことなどで判断します（原材料は市外産のものでも可能です。）。 【例：原材料費500円 市内製造を経て価格1,500円 1,500円/500円= 3 > 2】
3-イ (熟成肉)	地場産品基準第3号ただし書に規定する、当該地方団体が属する都道府県の区域内において生産された食肉を原材料として、当該地方団体の区域内において熟成したものの。	上の「3」のうち、熟成肉の場合は、 食内の原材料となる家畜が和歌山県内で生産されたものである必要 があります（輸入した海外産の肉はNG。）。 ここでいう生産とは、 家畜の飼養が行われている ことを指します（と畜が行われているだけでは該当しません。）。
3ロ (精米)	地場産品基準第3号ただし書に規定する、当該地方団体が属する都道府県の区域内において生産された玄米を原材料として、当該地方団体の区域内において精白したものの。	上の「3」のうち、精米の場合は、 原材料となる玄米が和歌山県内で生産されたものである必要 があります。
6	前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上であること。	市内産の地場産品と合わせて関連する市外産の産品をセットとして提供するものが該当します。 この場合、 市内産の地場産品が返礼品全体の価格の7割以上 を占める必要があります。 【例：ざるそば（市内産）とめんつゆ（市外産）のセット 3,000円（ざるそば2,500円 めんつゆ500円） → 2,500円/3,000円≒ 8割 > 7割】
7	当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。	和歌山市内で提供される飲食・宿泊などのサービス が該当します（提供される役務の範囲が市外にまで及ぶものはNG。）。 【例：市内の食事処で提供される食事、市内の旅館で提供される1泊2日の宿泊など】

5. 「当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたもの」（告示第5条第2号）とは、どのようなものを指すのでしょうか。

当該原材料が「主要な部分」と言えるかどうかについては、当該原材料を用いて作られる加工品等の重量や付加価値のうち半分以上を一定程度以上上回る割合が当該原材料によるものであること等により判断します。

（認められると考えられる例）

- ・ 区域内で生産された牛乳や果物を100%使用して、区域外で製造されたジェラート
- ・ 区域内で生産された酒米を100%使用して、区域外において醸造した地酒
- ・ 区域内の事業者が100%自社で栽培したリンゴを使用して、区域外の工場加工したりリンゴジュース
- ・ 原材料の柑橘のうち9割以上に区域内で生産された柑橘を使用したジュース

（認められないと考えられる例）

- ・ 製造に用いる牛乳のうち区域内で生産された牛乳を約1割使用した、区域外製造のアイスクリーム
- ・ 区域内で生産された醤油・ポン酢を使用した、区域外で加工されたもつ鍋・水炊き
- ・ スチール缶の原材料となる鉄を区域内で製造し、そのスチール缶を使用したビール

6. 「当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているもの」(告示第5条第3号)とは、どのようなものを指すのでしょうか。

当該工程を経て完成した当該返礼品等の重量や付加価値のうち、半分以上を一定程度以上上回る割合が当該工程によるものであること等により判断します。
包装や企画のみを和歌山市で行った場合には、主な製造には該当いたしません。

(参考) 実質的な変更を加える加工または製造に該当しない例

- ・ 輸送又は保存のための乾燥、冷凍、塩水漬けその他これらに類する操作
- ・ 単なる切断、選別
- ・ 瓶、箱その他これらに類する包装容器に詰めること
- ・ 改装、仕分け
- ・ 製品又は包装にマークを付け又はラベルその他の表示を張り付け若しくは添付すること
- ・ 単なる混合、単なる部分品の組立て及びセットにすること

(認められると考えられる例)

- ・ 区域内の事業者が区域外で生産された原材料を使用し、区域内で加工・品質保守を一元管理し、当該事業者の自社製品として販売しているもの
- ・ 区域外で生産された豚肉を、区域内で切断、調理、袋詰めしている豚肉加工品
- ・ 区域外で生産された原材料を用いて、区域内の醸造所において醸造した酒
- ・ 区域外で生産されたグラス等に、商品価値の主要な部分である伝統的な螺鈿(らでん)細工や漆芸を区域内において区域内業者が施した工芸品

(認められないと考えられる例)

- ・ 海外で生産し、区域内事業者が検品を行っているラジオ
- ・ 区域外で生産されているが区域内の茶商が監修しているペットボトルのお茶
- ・ 区域内事業者がパッケージしている区域外で生産されたフルーツ
- ・ 区域外で生産されたビールに、当該団体オリジナルのシールを貼ったもの
- ・ 区域外から調達したブロック肉を、区域内で単なる切断・パック詰めした精肉
- ・ 区域内での工程が、枝肉の切断である精肉

7. 「当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるもの」(告示第5条第7号)とはどのようなものを指すのでしょうか。

当該役務の主要な部分が和歌山市と相当程度関連性があるといえるかどうかにより判断

します。また、和歌山市外で提供される役務であっても、同様に当該役務の主要な部分が和歌山市に相当程度関連性のあるといえるものについては、「その他これに準ずるもの」として地場産品と認め得るものがあります。

(認められると考えられる例)

- ・ 区域内の飲食店や旅館など本市の魅力や誘客数の向上に資する役務を提供
- ・ 地域の特産品をPR するための区域外のアンテナショップ内の飲食スペースにおいて、区域内で生産された野菜や肉をふんだんに使ったメニューを提供
- ・ 区域内の事業者が車いす用に製作した着物を区域外で提供（レンタル以外の工程はすべて区域内で行っているもの）

(認められないと考えられる例)

- ・ 区域内において旅館経営している事業者が都内において経営している店舗で使用可能な食事券
- ・ 区域内で肥育されたブランド牛を扱う首都圏等の高級な飲食店において使用できるグルメポイント
- ・ 区域内に教室を設ける講師が、区域外の受講者を対象にオンラインで実施する英会話等のレッスン

8. 告示第5条に適合しない返礼品を提供していた場合、事業者が被る不利益措置はあるのでしょうか。

和歌山市ふるさと納税返礼品提供事業者募集要領の「10 その他留意事項」(1)にある募集要領の定め違反する行為に該当しますので、返礼品提供事業者としての登録が取り消されることがあります。また、当該違反行為により、本市がふるさと納税の指定を取り消された場合、指定停止による本市の寄附損失相当額の損害賠償事案に発展することもあり得ます。